

相続・遺言 無料 相談会

たとえ小さな疑問やお悩みでも家族にとっては重要な問題
今年最後の無料相談会で晴れ晴れ解決しませんか？



個別式の
相談会

秘密厳守
で安心

草津

12月15日(日)

積水ハウス(株)滋賀支店
草津市 渋川1丁目3番4号
近江伊吹館2階
(草津駅東口より徒歩4分)
※有料駐車場隣接

11時～
13時～
14時～
15時～
16時～

相談時間の目安は各50分とさせていただきます。予約受付は先着順につき、ご希望に沿えない場合がございます、あらかじめご了承ください。
お申込み手続きの際にお預かりする個人情報、相談会ご案内等のためにのみ利用いたします。弊事務所は個人情報の取り扱いを第三者に委託はいたしません。

事前予約制とさせていただきます お電話にてお申込みください

ご予約専用フリーダイヤル
平日 9:00～18:00

0120-355-860

あなたの相続税申告の可能性をチェック！ ①②③の順に進んで、セルフ診断してみましょう

① まずは、相続人数(相続を受ける方)から、基礎控除額を計算

$$A \text{ 人} \times 600 \text{ 万円} = B \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円} = C \text{ 万円}$$

【Aの算出方法】

- 例えば、配偶者1人と子供2人の方なら、配偶者(1人)と子供の人数(2人)の合計3人となります。
- 配偶者のみで被相続人(亡くなられた方)の親がご健在なら、配偶者(1人)とご健在の親の人数(1又は2人)の合計となります。
- 配偶者のみで被相続人の両親が2人も亡くなられてる場合は、配偶者(1人)と被相続人の兄弟姉妹の人数の合計となります。

【BとCの算出方法】

- Bには、Aの人数に600万円を掛け算した数字が入ります。
- Cには、Bに3,000万円を足し算した数字が入り、その金額があなたの基礎控除額となります。

③ ①のC(基礎控除額)と、②のD(遺産総額)の数字を比較して

Dの数字の方が大きい場合は、相続税申告の可能性が…

ぜひ、無料相談会でお確かめください！

② 次に、遺産総額を計算

土地建物 市役所から届く固定資産課税明細の評価額	あ	万円
預貯金 銀行や郵便貯金の通帳残高の合計	い	万円
株・投資信託 証券会社のお預かり明細など	う	万円
生命保険金 生命保険会社の保険証書	え	万円
非課税 500万円×相続人数(①のA)の金額	お	万円
債務(借金) 借入金の合計	か	万円
遺産総額 上記、あ+い+う+え-お-かの合計	D	万円

※ 数式と項目はあくまでもセルフ診断向けの目安です、詳しくは税理士までご相談下さい。

相続手続 贈与税 相続税 遺言書… プロが親身にアドバイス



核家族化や付き合い方の希薄化が進み、また高齢化により三世代が関わる相続も珍しくない中、相続トラブルは増加しています。相続争いが生じると大切な財産だけではなく、家族関係も崩壊してしまいます。大切な財産と家族を守る為、相続に関わるあらゆるお悩みに弁護士や司法書士などさまざまな専門家と連携しワンストップで安心を提供いたします。また我々は、難しい専門用語を使わず、分かり易く説明することを一番に心がけています。笑顔相続を通して地域の健全な発展に貢献したいと考えています。(所長 中西 知行)



相続の機会はその何回も経験するものではありません。実際の相続では、税の申告や遺産分割、不動産、銀行の手続きなど多くのことを期限内に行う必要があります。税金の仕組みや相続手続きの知識や対策を学んでおくことで不安を大幅に解消することができます。相続税がかかるのか？かかるとすればいくら位か？どう分ければいいのか？どんな手続きがあるのか？など、ささいな疑問にも専門家が丁寧にお答えいたします。相続問題に多少なりともご関心のある方には是非ともお勧めの相談会です。(税理士 中山 恵介)



相続・贈与を担当し皆さまのご相談を受ける度に、多くの方がいろいろな悩みや問題を抱えておられるのだなと実感しております。自身の財産をどのようにご家族に承継していくか、このままでいいのか、何をどうしたらいいのか、どこに相談すればいいのかなど、日々の生活の中では何かきっかけがないと進められないものです。私共は、何でも相談しやすい雰囲気づくりと解決につながるようなアドバイスを心掛けております。どのようなことでもお気軽にご相談ください。(相続診断士 平井 育子)



税理士法人

北浜・中西会計

不動産登記のご相談には、司法書士法人 あいリーガルが担当いたします

滋賀県 大津市 中央3丁目4番28号(滋賀県庁前より徒歩1分) TEL. 077-525-5008 <http://www.kn-zeirishi.net>

同時開催

手軽・簡単・無料 相続診断してみませんか？

現在のあなたの危険度・緊急度がその場で分かります！

相続税の申告、何から始めたらいいの？

相続に関することは私どもにお任せください

滋賀・大津・草津 相続サポートセンター 滋賀県 大津市 中央3丁目4番28号(滋賀県庁前より徒歩1分)

0120-355-860

<http://www.shiga-zeirishi.jp>

相続診断は予約不要です お気軽にお立ち寄りください！

協力：滋賀県相続診断士会

無料相談会には事前のご予約が必要です 詳しくは裏面をご参照ください